

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
5	計画の策定体制	3

第2章 本市の空家等を取りまく現状と課題

1	本市の概要	4
2	本市の人口・世帯数及び将来人口の動向	5
3	津山市空家等実態調査の結果	7
4	空家等所有者アンケート調査の結果	15
5	本市の空家等対策の現状	23
6	空家等の課題	28

第3章 空家等対策に関する基本的事項

1	空家等対策の基本となる取組事項	29
2	空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等	29
3	空家等の調査	30
4	所有者による空家等の適切な管理の促進	30
5	空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進	31
6	特定空家等に対する措置	32
7	市民からの空家等に関する相談への対応	34
8	空家等に関する対策の実施体制	35
9	その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	36

第4章 具体的な空家等施策

1	空家等相談体制の整備	37
2	空家等に関する啓発活動及び情報提供	39
3	空家等に関する支援制度	40
4	各種計画及び関連施策による空家等の活用	45
5	計画の進行管理と目標の設定	49

資料

1	空家等対策の推進に関する特別措置法	50
2	津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例	56
3	津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する規則	59
4	津山市空家等対策協議会委員名簿	62
5	空家等所有者アンケート調査結果	63
6	計画策定の経過	74
7	地区名及び大字名一覧表	75

「空家等」及び「特定空家等」の解説

【空家等】 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

【特定空家等】 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

